

理事会決議「2024年度会員の会費の額について」

2024年3月18日制定

2024年7月1日改正・施行

入会金及び会費に関する規則第3条第3項の規定に基づき、2024年度（2024年4月1日から2025年3月31までをいう。）の会員の会費の額を次のとおり定める。

会員の種別	会費の額	(参考) 2023年度会費の額	入会金及び会費に関する規則(注)
正会員 [説明]	一業務 1,200,000 円 二業務 2,000,000 円 三業務 2,600,000 円 四業務 3,000,000 円	一業務 1,620,000 円 二業務 2,700,000 円 三業務 3,510,000 円 四業務 4,050,000 円	一業務 1,800,000 円 二業務 3,000,000 円 三業務 3,900,000 円 四業務 4,500,000 円
金融機関会員	700,000 円	1,330,000 円	2,400,000 円
賛助会員	300,000 円	570,000 円	600,000 円
特別会員 (募集停止)	—	—	理事会が入会承認時に定める金額

(注) 会費は、会員の種別に応じて、その額が定められ（第3条第1項）、理事会の議決等により減額することができる（第3条第3項）。

[説明] 2024年7月1日をもって、第一種正会員は正会員に変更、第二種正会員は廃止

以 上